



よいた

町だより 町長川上文平

No.101 11月号

昭和49年11月10日 ■発行/与板町 (代表者 与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



＝芸術の秋＝

文化祭の行事としては、ひさしぶりに芸能大会がこし開かれました。

それぞれの団体・グループから、日頃の練習の成果をぞんぶんに発揮され、見物の人たちもじゅうぶんたんのういたしました。

人口の動き

10月31日現在

()は9月末との比較

人口	7,854人 (+6人)
男	3,812人 (+6人)
女	4,042人 (±0人)
世帯	1,788 (-4)
出生	15人
死亡	4人
転入	24人
転出	29人

てまり荘完成	2
敬老会開かる	2
秋の火災予防運動	4
信号守って安全に	4
心配ごと相談所とは	5
税金のはなし	5
錦鯉品評会おわる	5
お知らせ	6
保健衛生だより	6

おもな内容は

保健衛生だより

- 11月19日(火) 13時30分から15時
インフルエンザ(1回目) 母子センター
申込者に個人通知
- 11月20日(水) 13時30分から15時
インフルエンザ(1回目) 母子センター
申込者に個人通知
- 11月25日(火) 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
対象者 S.49. 4. 2～S.49. 9. 30迄出生児
- 11月27日(水) 13時30分から15時
インフルエンザ(2回目) 母子センター
- 11月28日(木) 13時30分から15時
インフルエンザ(2回目) 母子センター
- 12月3日(火) 13時30分から15時
母親学級(後期) 母子センター
- 12月5日(木) 13時30分から14時30分
生ワク投与 母子センター
対象者 第1回目 S.49. 1. 1～S.49. 5. 31
迄出生児
第2回目 S.48. 6. 1～S.48. 12. 31
迄出生児
- 12月11日(水) 13時30分から14時30分
妊婦検診 母子センター
- 12月12日(木) 13時30分から14時30分
種痘 母子センター
対象者 S.43. 4. 2～S.44. 4. 1 迄出生児



児童手当が
月額四、〇〇〇円にノ
この度、児童手当法の一部改正が行われ、十月分以降の手当額が、児童一人につき、月額三、〇〇〇円から四、〇〇〇円に改められました。
従って、十月の支払期月は月額三、〇〇〇円で支給(支払期月の前月までの分を支給)されますが、二月支払期月からは月額四、〇〇〇円で支給されます。

「税を知る週間」
始まる
11月11日から「税を知る週間」が始まります。この「週間」は納税者の方だけでなく、すべての皆さんに税を知ってもらいたいという目的で、協力を得て、税務署は「週間」にかかわらずいつでも皆さんの苦情や相談をお受けしております。電話でも結構です。お気軽に御相談下さい。

第二回与板の歴史・文化財を知ろう
日時 十一月二十二日(金)午後七時半より
場所 与板町公民館大ホール
主催 与板町文化財調査審議委員会
おさそい合せ、多数御参加を!!

自衛官を募集
自衛隊では次の要領で、自衛官を募集しております。
・資格 18才以上25才未満
・受付 常時、入隊は毎月一回
・試験 筆記、口述、適性試験、身体検査
・給与 初任給 月、300円
衣・食・住は無料
くわしいことおよび志願手続きは総務課へご相談ください。

とじて保存して下さい

ができました

老人憩いの家



—てまり荘全景—



老人のための福祉施設としては、老人福祉法の制定前は、公的年金の諸制度があつたばかりで、国民一般を対象とする社会福祉施設が行われていたに過ぎなかつたのであるが、所得水準の年々上昇と物価変動、産業構造変化などの社会環境の複雑化等により老人の生活が一般国民の老後の生活に對する関心も急速に高まるところである。最近では老人に對してその心身の健康の保持及び生活の安定のために、全国的に老人の福祉を総合的、体系的に推進されるよう種々と実施されております。

当町では、この度、老人福祉推進の一環として老人憩いの家が新設され、長い間地域社会や家庭のために尽くされてきた老人に憩いと安らぎを与え、また、レクリエーションの場として活用いただき、楽しい老後と明るい生活を送っていただくため、旧与板保健所跡に「てまり荘」と命名されて十一月三日から業務を開始いたしました。

ゆるやかに連なる三島丘陵の緑を背に閑静なたたずまいを見せ、憩いの場として最適な環境にあります。

この施設の内容は、小会合やゆつくり休養できる和室（十畳、八畳、六畳）が三部屋、各クラブなど多数の会合にご利用いただける三十畳の広間（ステージ付）、テレビをみたり、碁将棋を楽しんだり、お茶を飲んだり、自動マッサージ機のある休憩室、ゆつたりとした大小の浴室もありません。その他作業室、湯沸室などが設けられており、お気軽にご利用いただけます。

ご利用できる方は、与板町に居住されている六十五歳以上の方ですが、使用に支障のない範囲で、それ以外の一般住民の方もご利用いただけます。

使用の申込みは、使用しようとする日の五日前まで

に役場住民課又は、てまり荘の事務室に申込みしていただきます。但し、統卒者のある十人以上の団体の場合は一人八十円です。

ご利用料は、六十五歳以上の方は無料ですが、一般住民の方は一人百円をいただきます。

ご利用時間は、午前九時から午後四時までとなっております。お休みは毎週月曜日と十二月二十五日から一月五日までとなっております。

湯茶以外の飲物などは提供いたしません。但し、ご希望があれば食事、飲物などの取次をいたしますので、事前にお申し出下さい。

その他、詳細については、役



和室の内部

よるごひの竣工式

場住民課又は、てまり荘事務室（電話二三七八）へおたずね下さい。

てまり荘は、皆さんの施設です。大切にご利用いただき、未永くご利用いただけますようお願い致します。

この度の老人憩いの家「てまり荘」が工事竣工にご尽力いただいた方々、並びに篤志な寄贈をいただいた方々のご高配など多数の方々のご協力により、立派に完成いたしました。皆さんのご高意に厚くお礼申し上げます。

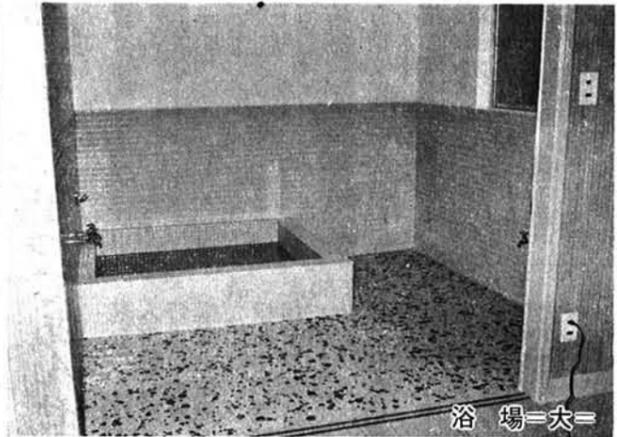
ご寄贈者は、次のとおりです。

- ◎一、金 十七万二千元
- 堀米 珍平殿
- 小林 豊一殿
- 風間 憲男殿
- 萩尾 一夫殿

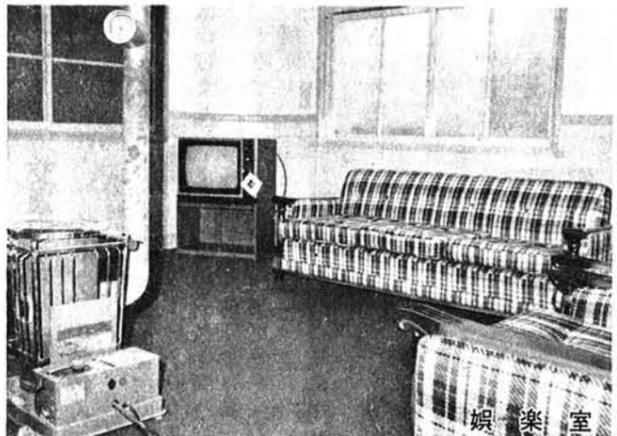
- ◎消火器 五本
- 分水町 株式会社 ヨシダ殿
- ◎応接セット 一本
- 本与板 石丸 雄司殿
- ◎一文字幕 一本
- 東与板 佐藤 益次殿



休憩室



浴場=大=



娯楽室

おとしよりを敬愛する 『敬老会』が開かれる

多年にわたり社会に尽してきた老人を敬愛し、長寿を祝う日がある。この日、敬老の日の日である。この日、敬老の日の日である。この日、敬老の日の日である。



県知事より表彰を受けられる前波さん

日を「敬老の日」として、昭和四十一年六月二十五日国民の祝日に関する法律で定められました。以前は「としよりの日」「老人の日」などといっていたのでした。

九月十五日と定められた由来は、霊龜三年（西暦七一七年）九月、第四十代元正天皇が美濃国多度山に養老の滝を訪ねたことになんで年号を養老と改元した故事によるといわれています。

この「敬老の日」にふさわしい行事が各地で種々と実施されたところで、与板町でも多年社会に貢献されてきた老人を敬愛する「敬老会」が十月二十日与板別院で行われ、楽しい一日をすごしていただきました。

この式典の中で、次の方々に県知事並びに町長からお祝い状と記念品が贈られました。

ますます健康で社会に貢献されますようお祝い申し上げます。

- ◎町長記念品
- 小林 タミ（山沢）
- 大平 リカ（本与板）
- 倉品 キク（南中）
- 吉田 ツギ（吉津）
- ◎県知事記念品
- 前波 善学（横町）

消費者情報

（再考期間）

クーリングオフ制度を生命保険契約に導入

この制度は割賦販売法の改正により、初めて我が国に導入されたものであります。この制度の概要は、訪問販売等セイルスマンによる店舗以外の割賦販売においては、購入者が受動的な立場におかれ、購入意思の形成においてセイルスマンの言辭に左右される面が強く、購入者の意志が不安定なまま契約に至り、後日、契約の履行や解約にあたり紛争が生じる場合が多いため、その弊害を除去するために創設されたものであります。購入者に契約についての意志表示をすることを義務づけ、その期間内であれば、その契約についての意志表示を取消することができ、権利を与える制度です。生命保険でも、契約者保護を目的として、この導入にふみきり実施しております。なんらかの理由により、どうしても契約の履行ができないとき、解約をしたいときは、この制度を利用して下さい。手続は、契約後四日以内に書面で撤回請求をすればよいだけです。

生活の一部にしよう

の点検

11月26日→秋の火災予防運動→12月2日

- 2 老人、幼児、病人の就寝場所は安全ですか。
3 タバコの投げ捨て、寝タバコはやめよう。
4 消火用具(消火器等)の準備と使い方は。
5 避難経路の確認

火災予防の標語と作文を募集します

与板町消防本部、消防団では次の要領で標語と作文を募集いたします。
一、目的
二、募集部門
三、募集作品
四、作品内容



信号を守ってあんぜんに

進むことができます。人の形の記号がある青色灯火の点滅
横断を始めるにはいけません。横断中の者は、すみやかに横断を終るか、横断をやめて引き返さなければなりません。
人の形の記号がある赤色灯火
横断してはいけません。黄色灯火の点滅
他の交通に注意して進むことができます。

豊かな老後は自分の手で... (Infographic showing insurance and pension benefits)

納めた期間に応じて、一月につき二〇〇円の割合で計算され、老齢または通算老齢年金をうける場合に合せて支給され、また死亡一時金の場合にも加算されます。
人生五十年は昔の話。今から附加年金に加入できないものか...とは、すでに老齢年金を受けている人から、しばしば持ちこたれる相談で、としをとってからは、やはり少しでも多くの年金が欲しいと考えるのは人情でしょう。

ご存じですか このダイヤルを... (Illustration of a person with a telephone dial)

交通安全の下敷を 小学校へ
交通安全委員の会は、小学校児童全員に交通安全標識を刷り込んだ下敷を贈りました。これは学校が東与板に移転したことにより、尚一層の安全思想の徹底を図ろうというものです。

- 火事・救急車 一一〇
天気予報 一七七
時報 一一七
電報を打つとき 一一五
市外通話地域への通話申込みで料金を知りたとき 一〇〇
電話の故障 一一三
電話番号が電話帳調べてわからないとき 市外 一〇四 市内 一〇五
与板電報電話局 TEL二七〇〇(無料)

心配ごと相談所とは

前号ではナノの字を下に付けられた話だが、とても簡単に付けられない。近頃では、お父さん迄も馬鹿にして言う事も聞かない、どんなふうにしたらいいか?と質問を受け早速心理学の先生にお尋ねしました。先生は、ごもつものこと急に態度の転換もむつかしいが、子は親の素振りを見て育つから、まず、お父さんを師表に仕立てる。子供の前では寝坊だ、駄目

の人だ、又しくじった、そんなに飲んでなどと言わず「苦勞の事だ、お仕事で疲れている上に心配までかけぬようにしよう」と父の座、主人の座に偉いと尊敬の念を持たせる様に工夫すれば自然と子供にめしがつくようになる。お父さんは「留守中はお母さんの言付けを良く聞いて」と信任を示す。無論この仕組が大切で夫婦の和が基礎だ、愛は子供の立場に思いやりと和顔愛語で正邪曲直をくまらさぬこと、うるさい、邪魔だ、後でなどと言わず小廻りを利かせつつユーモアも交え、教え導いて自立させる。大人にも子供にも誘惑も迷いもある。誤った時責めすぎ、追込む愚を避け一粒

の涙で立直るもの、内で瀕がない程外で晴しをすることが度重なって、酒色やギャンブルの虜になった実例が沢山ある。忿懣と哀憎で振舞えば家庭と断絶が早まる。愛と工夫と涙の企画構成演出は、母となったり、妻となったり、主婦や嫁で大変ご苦勞でしょうが賢明を友にやってみよう。父たる者その座に甘えたり、思い上げることなく、師表に恥ぬよう姿勢を正し、家庭の和に精進して欲しいとのことでした。
◎相談日は
毎月十日、二十日
午後一時～午後三時迄
役場分室で行います。
相談員 田村記

あでやかに 錦鯉品評会 開かれる
第八回与板町錦鯉品評会が、十月二十日、与板小プールで開かれ生産者自慢の錦鯉七十五点が出品され、泳ぐ宝石の美を競いました。各部の入賞者は次の通りです。
総合優勝 紅白 吉岡 孝太郎
第一部優勝 紅白 山崎 馬太郎

土地や建物を売ったときの税金
土地や建物を売ったとき、利益を譲渡所得といい、これに対して税金がかかります。譲渡所得については、説明しましょう。
一、一般の譲渡の場合
譲渡所得は次の算式によつて計算します。
譲渡所得=譲渡価額-(取得費+譲渡費用)
(取得費+譲渡費用)は、購入代金や購入手数料などですが、不明の場合や譲渡価額の五%より少ない場合は、取得費を譲渡価額の五%として計算することが出来ます。
譲渡費用は、譲渡のため直接支出した費用で、仲介手数料、測量費などです。譲渡所得は、売った資産

次の二つの方法で計算した金額の高い方の金額となります。
イ 譲渡所得の四十%相当額
譲渡所得とほかの所得を合計して通常の計算方法で算出した税額のうち、譲渡所得に对应的する税額の一一〇%相当額
短期譲渡には一〇〇万円の特別控除はありませんが、
ロ 譲渡所得とほかの所得を合計して通常の計算方法で算出した税額のうち、譲渡所得に对应的する税額の一一〇%相当額
短期譲渡には一〇〇万円の特別控除はありますが、
三、現に自分が住んでいる建物や敷地を売った場合、一定の条件に該当するときは一七〇〇万円の特別控除が認められます。

ポストコーナー

贈答用小包は早めに!! 郵便局はいよいよ最繁忙期
お年玉つき年賀はがきは、11月5日から発売されましたが、この年賀状の差出しより一足早くラッシュを迎えるのが、年末贈答小包です。郵便局では、11月には贈答用小包の処理、12月には年賀状の処理と、ふだんの月の約三倍もの郵便物を取扱い混雑しますので、年賀状はおそくとも12月22日まで差出すようお早目に御準備ください。

郵便番号等ははつきり!!
あて先の郵便番号、住所、氏名が正しく書かれりやアパト名や棟番号など正しく書けば、市、郡、同一郵便番号(一つの配達郵便局)で二つ以上の同じ町名がある例は、全国にたくさんあり、市、郡名等を省略しますと郵便を配達できなくなる場合があります。郵便局では、できる限り調査にかかり、差出人に返さざるを得ない場合があります。御面倒をおかけすることになり、お書きください。

荷造りにも注意!!
小包をつくる際には、じょうぶな包装紙やビニールで荷造りをして、中身がとび出さないようしてください。特に、サケなどナマ物を送る場合には水分が外に出ないようにしっかりと包装してください。

土地や建物を売ったときの税金
譲渡所得は、売った資産

土地や建物を売ったときの税金
譲渡所得は、売った資産

土地や建物を売ったときの税金
譲渡所得は、売った資産

土地や建物を売ったときの税金
譲渡所得は、売った資産